

# 高齢者等のごみ出し支援事業のご案内



高齢者や障害のある方などの在宅生活を支援するため、日々のごみ出しが困難な世帯を対象に、週に1回、ご自宅までごみの収集に伺う、戸別収集を行います。また、収集時にごみが出されていない場合などには、安否確認を実施します。

## 1. ご利用できる世帯 ①、②、③全てに該当する世帯が対象です。

① 世帯員自らが決められたごみステーションまでごみを出すことが困難であり、親族や近隣住民等の協力が得られない世帯

【注意】親族、近隣住民、ホームヘルパーやボランティア等の協力により、ごみ出しが可能な場合は、対象となりません。

② すべての世帯員が以下のいずれかに該当する世帯

- ・ 要支援又は要介護認定を受けている方
- ・ 事業対象者（基本チェックリスト実施後、市に届出書を提出された方）
- ・ 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・ 療育手帳Aの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 障害者総合支援法の対象となる難病の方



③ 地域包括支援センター、相談支援事業所等が支援の必要性を認めた世帯

【注意】上記②の条件を満たさない場合でも、②と同等以上の状態であると認められる場合、利用が可能な場合があります。事前にご相談ください。

## 2. ごみ収集の内容 サービス利用料は無料です。

収集するごみ	収集回数	収集場所
燃やせるごみ、容器包装プラスチック	週1回	玄関先等の指定された場所
びん・缶類・ペットボトル・燃やせないごみ等	月1回	

- ・ ごみを排出するため、ポリバケツ等の準備が必要となります。
- ・ 粗大ごみ等の大型ごみは、収集しません。
- ・ アパートやマンション等の共同住宅の場合は、ごみの排出場所に関して、管理人等の承諾が必要となる場合があります。

### 3. 収集までの流れ

専門職の事前確認が必要となりますので、お近くの「地域包括支援センター」またはサービス等利用計画を作成した「相談支援事業所」にご相談ください。

※なお、地域包括支援センター、相談支援事業所がご不明な場合は、

地域福祉課 ☎ 0834-22-8462

障害者支援課 ☎ 0834-22-8463 までお問い合わせください。

#### ① 申し込み



- ・ 申請者の親族、地域包括支援センター職員又は相談支援専門員の方でも申し込みできます。

**随時募集：申し込み期間は設けていません。**

#### ② 現地確認



【立ち会いをお願いする方】 本人、ご家族、ご親族等

【お聞きする内容】

- ・ 現在のごみ出しの状況、世帯状況
- ・ 緊急連絡先
- ・ ごみ排出容器の設置場所（原則玄関先）
- ・ 車の駐停車場所の確認 など



#### ③ 結果通知



- ・ 事業の利用が可能な場合は、収集開始日、収集曜日を記載した書面、ごみカレンダー等を郵送します。

#### ④ 収集開始

- ・ ごみカレンダーに基づいて、家庭ごみの戸別収集を行います。
- ・ 収集時にごみが出されていない場合などには、安否確認を行います。

### 4. その他

- ・ ごみを出さない場合は、必ず事前にリサイクルプラザへ連絡してください。
- ・ 申請内容に変更があった場合（要介護の変更、世帯の状況等）や、長期の入退院等により収集の停止や再開等をする場合は、変更届を提出する必要があります。

#### 《お問い合わせ先》

【申請について】

周南市岐山通1丁目1番地

リサイクル推進課 ☎0834-22-8303

【収集や変更について】

周南市臨海町5番地

リサイクルプラザ・ペガサス ☎0834-61-0310

